

(介護予防) 訪問看護・指定訪問看護事業 重要事項説明書

株式会社レイーズ
なるとう訪問看護りはびりステーション

Ⅰ 訪問看護事業者の概要

法人名称		株式会社 レイーズ
代表者		鈴木 大央
所在地	住所	千葉県山武市五木田4132番地20
	電話	0475-77-8629

Ⅱ 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	なるとう訪問看護りはびりステーション	
管理者	大平 慶子	
所在地	住所	千葉県山武市五木田4132番地20
	電話	0475-77-8632
	FAX	0475-77-8634
サービスの種類	(介護予防) 訪問看護、指定訪問看護事業	
介護保険事業所番号	1265390059	
通常の事業の実施地域	山武市、および山武市以外の一部地域	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ご利用者をご自宅でできる限り自立した生活を送れるように、看護・リハビリテーションを提供いたします。
運営の方針	サービスの提供に際しては、ご利用者の心身の状況を踏まえて、質の高い在宅療養生活を送れるように支援します。また、地域の医療福祉サービスと連携を図ります。

(3) サービス提供時間

サービス種類	月～土	日
訪問看護	9:00～18:00	緊急時訪問、必要に応じて

※年末年始定休 (12/29～1/3)

(4) 事業所の職員体制

職種	人員	職務内容
看護師（准看護師含む）	2. 5名以上	訪問看護計画書、報告書及び訪問看護の実施
理学療法士等	若干名	訪問看護計画書、報告書及びリハビリテーションの実施

III 費用

【利用料金と処遇改善】処遇改善の実施: 当ステーションは、看護職員等の賃金改善を行うため、医療保険における「ベースアップ評価料」および介護保険における「介護職員等処遇改善加算」を算定します。物件費等への対応: 昨今の光熱水費等の高騰に対応するため、医療保険において「物価対応料」を算定します。ICTの活用: ICTを用いた医療情報連携体制を整備し、より質の高いケアを提供します。

(1) ご利用料金について

- ① 介護保険に係る利用者負担金（費用全体の1～3割）
- ② 医療保険に係る利用者負担金（費用全体の1～3割）
- ③ 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他費用」（全額自己負担）
- ④ 運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額自己負担）

(2) 介護保険利用料金、医療保険利用料金について

重要事項別紙参照

(3) その他の費用

交通費	1 k mにつき30円	通常実施地域（山武市）以外の地域の場合は、1キロメートルにつき30円のご負担となります。
エンゼルケア	1 2 0 0 0 円	死亡された後の処置にかかる費用。申し出があった場合実施いたします。

- ① 衛生材料費・・・サービスに使用する衛生材料はご利用者様でご用意ください。

当ステーションで準備する場合実費負担となります。

- ② 交通費、衛生材料費等も含む利用者負担金は、（1）の①もしくは②とともに、翌月の10日過ぎに請求書をお送りしますので、口座振替、もしくは銀行振込みでお支払いください。
- ③ 保険適用の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しております。保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者に着脱説介護給付が行われない場合がございます。その場合は、1か月につき料金表の利用料全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行いたします。
- ④ その他の費用・・・サービス実施に必要なご自宅での水道、電気、ガス等の費用については利用者負担となります。

(4) キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

利用日の前日（営業時間内）までの連絡	無料
利用日の前日（営業時間内）以降の連絡	当該基本料金の100%

(5) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、翌月請求書送付時に領収書を同封いたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

IV サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

1 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 訪問看護計画書・報告書の作成: 利用者の主治医と連携し、適切な計画を作成します。なお、計画書・報告書、および指示書への署名・押印は原則不要となり、記名（印字等）による管理を行います。
- (7) サービス提供の記録: サービスの透明性を高めるため、毎回の訪問時、実際の訪問開始時刻および終了時刻を記録し、適切に保管します。
- (8) 服薬管理と残薬確認: 訪問時に服薬状況（残薬の確認を含む）を把握し、必要に応じて主治医や保険薬局へ情報提供を行います。
- (9) 【不適切な誘導の禁止】

特定の医療機関や介護サービス事業者への誘導、または経済上の利益（金品等）の授受による利用者の誘引は一切行いません。

2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 大平 慶子
虐待防止に関する責任者	所長 鈴木 大央

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（３）虐待防止のための指針の整備をしています。

（４）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修（年１回以上）を実施しています。

3 身体拘束等の原則禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行い、記録は完結の日より5年間保管します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

4 身分証携行義務

訪問職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

5 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

6 居宅介護支援事業者等との連携

（１）指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

（２）サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

（３）サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

7 サービス提供の記録

（１）指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から５年間保存します。

（２）利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

（３）提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載

します。

8 衛生管理等

- (1) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 医療DX推進体制等

事業所はより質の高い看護を目指し、医療DX推進体制を整えます。健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンライン資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供します。

(1) 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

(2) 資格情報の提供について

資格情報の提供は利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

(3) ICTの活用について

より質の高い看護を提供するため、オンライン資格確認等から取得した医療情報を活用するとともに、主治医やケアマネジャー等とICTツール（LINE WORKS等）を用いて、リアルタイムに病状や写真等の情報を共有・連携しています。これに伴い、月1回『訪問看護医療情報連携加算』を算定させていただきます。

11 サービスの中止について

- (1) ご利用者またはご家族などによるサービス提供を阻害する行為、著しい迷惑行為が見られる場合、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、サービスの目的を達することが困難になったときは、契約を解約することがあります。
- (2) 契約を解約する場合は、前もって、主治医、ご利用者の居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者または公的機関等と協議します。
- (3) ハラスメント防止の観点から、訪問時の音声や映像を記録させていただく場合がございます。（契約を解除する場合の具体例）

- ・暴力または乱暴な言動
ものを投げつける、刃物を向ける、服を引っ張る、怒鳴る、奇声・大声を発するなど
- ・セクシュアルハラスメント
職員の身体に触れる、手を握る、卑猥な言動など
- ・その他
自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為など

V 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

VI 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の 窓口		名称	なるとう訪問看護りはびりスーション
		担当者	鈴木 大央
		電話番号	0475-77-8632
		受付時間	月曜日～土曜日 9：00～18：00
保険 者の 窓口	山武	名称	山武市高齢者福祉課介護保険係
		電話番号	0475-80-2641
		受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15
	東金	名称	東金市市民福祉部 高齢者支援課
		電話番号	0475-50-1165
		受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15
	横芝	名称	横芝光町福祉課介護班
		電話番号	0479-84-1257
		受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15
	八街	名称	八街市高齢者福祉課
		電話番号	043-443-1491
		受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15
公的団体 の窓口		名称	千葉県国民健康保険団体連合会
		電話番号	043-254-7428
		受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15

VII 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後において
------------------------	--

	も継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また 処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

VIII 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関 居宅介護支援事業者等に連絡します。

緊急連絡先	氏名		氏名	
	連絡先①		連絡先①	
	連絡先②		連絡先②	

説明年月日	令和 年 月 日
-------	-------------------

所在地	千葉県山武市五木田4132-20
法人名	株式会社 レイーズ
代表者名	代表取締役 鈴木 大央
事業所名	なるとう訪問看護りはびりステーション
説明者氏名	鈴木 大央

私は、本同意書に記載の重要事項説明書の変更内容について説明を受け、同意しました。

利用者	氏 名	
-----	-----	--

代理人	氏 名	
-----	-----	--